

## 6月定例会 議案討論（全文）

山内よし子（日本共産党・南区）2016年7月15日

日本共産党の山内よし子です。わが党議員団を代表して今議会に付されています議案13件について、第3号議案「京都府立京都学・歴史館条例制定の件」第5号議案「住民基本台帳法施行条例及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例一部改正の件」ならびに第9号議案「京都府認定子ども園の認定等の要件に関する条例一部改正の件」に反対し、他の議案に賛成の立場で討論を行います。

第3号議案は、府立総合資料館を廃止し、あらたな施設をオープンするための設置条例です。

そもそも新総合資料館をめぐるのは、総ガラス張り、つり天井など外見を重視する余り建設費がかさみ、その分を減らすために現場職員から強く要求された電動式大型書架を初めとする資料館の生命線ともいえる施設整備が抑えられてきました。また府立大学の図書館を新総合資料館の中に一体的に作る事についても、目的の違う施設を一体的に建設することによって、セキュリティ対策をどうするのか、開館時間をどうするのか、様々な課題と懸念がしめされてきたのです。

6月9日の初回常任委員会で理事者は本条例案の設置目的について、これまでの資料館の行ってきた機能について継承すると答弁されましたが、現条例で示されている「調査研究等一般の利用に供するため」との目的が「京都における文化の発展及び学術の振興に資するため」とおきかえられています。私たちの指摘に対して理事者は、「現条例の調査研究等というのは資料館が調査研究ということではなくて、一般利用のもの」と答弁されました。

しかし実際には調査研究のための資料等の提供だけではなく、資料館が専門的な調査・研究をおこなってきたのです。

摂南大学元教授で府立総合資料館の元古文書課長の上島有さんが東寺百合秘話という文章を京都新聞に掲載されましたので、少し紹介させていただきます。「東寺の百合文書は1967年に京都府に譲渡され、府立総合資料館で本格的な調査と整理が始まり、13年かけて全5冊の「東寺百合文書目録」を刊行し、翌年に府民、学界から強く要望されていた全面公開に踏み切りました。同年に重要文化財に指定され、さらに97年には、国宝に指定されたのです。」とあります。

総合資料館の調査研究があればこそ、国宝の指定、その後の世界記憶遺産指定があったのではないのでしょうか。

委員会の審議で理事者は「学習・交流の場」ということを何度も述べておられましたが、総合資料館は単なる学習交流の場ではありません。

さらに開館時間は16時半まででしたが、21時までの大幅延長が規則で定められています。しかし延長された時間帯のレファレンスサービスも保障されていません。

「府民サービス」を名目に、本来の学術研究施設の目的をゆがめることがあってはなりません。よって反対です。

次に第5号議案についてです。

マイナンバーのそもそもの目的は、「国民の利便性向上」ではありません。国が、国民の所得・資産を効率的に掌握し、徴税を強化すると同時に、「過剰な社会保障給付」を受けていないかなどをチェックす

るためです。

さらに個人情報を一元管理することによる情報流出も大きな懸念です。昨年10月、制度が施行されてほどなく、茨城県で情報が流出し、大きな問題になりました。韓国では2011年に、大手SNSサイトがハッキングを受け3500万人分のマイナンバーを含む個人情報が流出する、という事件が起きています。一度流出した個人情報は取り戻すことができません。

また本府の情報システムの管理強化や情報セキュリティルールの整備について、平成24年度の包括外部監査報告でも指摘されたことですが、未だ万全の体制ではありません。

本議案はマイナンバーを法律で規定された事務に加え、本府独自で利用するための規定を設け、その利用枠をひろげようとするものであり、反対です。

次に第9号議案についてです。

本条例案は第1に、幼稚園型認定こども園等の子どもの登園または降園の、子どもが少数である時間帯において、職員配置は、1人は保育士資格がない職員でも、子育て支援員等知事が認める者であればよいとする内容となっています。

第2に職員の資格について、現行では、満3歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならないとしているところを、当分の間と断っているものの、小学校教諭または養護教諭の普通免許を有する者、保育教諭と同等の知識及び経験を有すると知事が認める者で代行を認める内容となっています。

第3に、園施設職員の3分の1までは保育士資格のない職員を認めるという規制緩和であります。さらに「当分の間」と期間を明確にしないで、保育士配置基準緩和を行おうとするものです。

いま子どもの貧困問題が深刻化する中で、保育所が果たす役割、保育士の果たす役割は、子どもにとっても保護者にとっても非常に大きいものがあります。

児童福祉法1条は、「全ての児童は等しくその生活を保障され、愛護されなければならない」と規定しています。保育施設によって保育条件の格差をもたらすような基準は、認められません。同時に、児童福祉法45条では、最低基準を設けることが規定されています。都道府県は、国の基準を参酌して条例で決めるとし、「都道府県は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。」と、責任を課しています。

保育士不足を招いているのは、保育士の過酷な労働や低賃金などであり、根本解決は保育士の賃金引き上げであり、処遇改善です。また待機児童解消対策で必要なのは、認可保育所の増設であります。本条例案は認定子ども園における保育条件の低下と、質の低下をもたらすものであり、反対です。

最後に第1号議案、平成28年度京都府一般会計補正予算（第3号）について、防災拠点となる府庁3号館の耐震調査や特別養護老人ホームの建設など、必要な予算であり、全体として賛成するものです。

しかし文化庁京都移転推進費1000万円については、移転場所も、移転の規模や体制も何も決まっていな中で警察本部の耐震調査予算を文化庁移転推進費として計上することは問題であり、反対です。

以上で討論をおわります。ありがとうございました。